人事院会議議事録

会議日

令和5年4月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官

(幹事) 柴﨑事務総長、幸総括審議官

(説明員) (職員福祉局) 柳田審査課長

議題

令和2年人事院指令14-1(新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)及び令和3年人事院指令14-2(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)の廃止について

議事の概要

- 議題「令和2年人事院指令14-1 (新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)及び令和3年人事院指令14-2 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)の廃止について」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和2年人事院指令14—1(新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)及び令和3年人事院指令14—2(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)の廃止について

令和5年4月27日職員福祉局

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)により、新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、5月8日以降、感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同様の5類感染症へ変更することが決定されている。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和4年政令第377号)の一部改正により、予防接種が努力義務の対象外となる予定である(65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者等の一部の例外を除く。4月28日又は5月1日に公布、5月8日施行の見通し)。

こうした状況を踏まえ、職員が同感染症に係る抗体検査や予防接種を受ける場合等の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置を定めている、令和2年人事院指令14-1及び令和3年人事院指令14-2を廃止することとしたい。

1 措置内容

令和2年人事院指令14-1及び令和3年人事院指令14-2を廃止する。

2 発出日及び施行日

同感染症を感染症法上の5類感染症に位置づける改正を行う厚生労働省の改正省令の公布日(4月28日又は5月1日に公布、5月8日施行の見通し(P)。)と同日に発出し、令和5年5月8日から施行する。

以 上

人事院指令一—

各行政執行法人 の 長

各

省

各

庁

 \mathcal{O}

長

令和二年人事院指令一 四 | | (新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員

 \mathcal{O} 職務に専念する義務 の免除 に関する臨 時措置 について)及び令和三年 人事院指令 匹 (新型コ

口 ナウ 1 ル ス感 染症 に 係 る予 防接種を受ける場合等における職 員 \mathcal{O} 職 務に 専念する義務 \mathcal{O} 免除 に 関 す

る臨時措置について)の廃止について

次に掲げる人事院指令は、廃止する。

1

令和二年人事院指令一四— (新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の

職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)

令和 三年 人事 院指 令 四四 (新型コ 口 ナウイ ル ス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員

の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について)

2 この指令は、令和五年五月八日から施行する。

人事 院指令一四——

新型コ ロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の職務に専念する義務の免除に

各

行

政 執

行

法 人

0

長

各

省

各

庁

 \mathcal{O}

長

関する臨 時措置に っいい 7

1 当分 0 間、 各省各中 庁 0 長及び独立 立行政法: 人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第四 項に規定する

行 政 執 行 法 人 \mathcal{O} 長 は、 我が 国における新型 コ 口 ナウ イル ス感染症 (感染症 の予防及び感染症 \mathcal{O} 患者 に 対 す

る 医 療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイ ル ス感染症

をいう。 に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合にお いて、 職員 が 勤務

しないことがやむを得ない と認めるときは、 公務の運営に支障のない範囲内において、 勤務しないことを

承 認することができる。

2 この 指令は、 令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月二十九日

(最終改正令和三年二月一二日人事院指令一四—一)

人事院総裁 宮 なほみ

料

人事 院指令一四—二

新型コ 口 ナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除

各行

政 執 行

法

人

 \mathcal{O}

長

各

省

各

庁

 \mathcal{O}

長

に 関す る臨時措置 について

1 当分 \mathcal{O} 間、 各省各中 庁 \mathcal{O} 長及び独立 立行 政法: 人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第四 頃に 規定する

行 政 執 行 法 人の 長 は、 予防: 接 種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 附則第七条第 項 \mathcal{O} 規定によ る予 防 接

. ك

種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連 認められる症状により療養する必要がある場合において、 職員が勤務しないことがやむを得ない 性 、 と 認 が 高 める į, \

ときは、 公務 の運営に支障 \mathcal{O} ない 範囲内 (当該療養する必要がある場合にあっては、 そのためにやむを得

ない لح 認 め 5 ħ る必要最 小 限 度 \mathcal{O} 期 間 に お 7 て、 勤務しないことを承認することができる。

2

 \mathcal{O}

指

合は、

令和三

年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一 宮 なほみ